

〔十訓抄〕六條修理大夫顯季卿、あづまの方に知行の所ありけり、館の三郎義光妨げあらそひけり、大夫の理有ければ、院河白に申給、左右なくかれが妨をとめらるべしと思はれけるに、とみに事きれざりければ、心もとなく思はれけり、院に参り給へりけるに、閑なりける時、近く召よせて、汝が訴申東國の庄の事、今までこときれねば、口惜とや思と仰られければ、畏り給へりけるに、度々とはせ給へば、我理有よしをほのめかし申されけるを聞召て、申所はいはれたれ共、我思は彼をさりて彼にとらせよかしと仰られければ、思はずにあやしと思て、とばかり物も申さで候ければ、顯季が身には、かしこなしとても事かくまじ、國も有司もあり、いは、此所不幾、義光は彼に命をかけたる由申、彼がいとおしきにあらず、顯季がいとおしき也、義光はえびすの様なる、心もなき者也、不安す思はんまゝに、夜中にもあれ、大略通つるにてもあれ、いかなるわざはひをせんと思立なば、おのれがためにゆゑ、しき大事にはあらずや、身のともかくもならんもさる事に、心うきためしにいほるべき也、理にまかせていはんにも、思ふにくむのをちめを分て定めんにも、旁沙汰に及ばぬ程の事なれども、是を思て今まで事きらぬ也と仰事有ければ、顯季畏悦て涙をおとして出にけり、家に行付や遅きと、義光を聞ゆべき事有とて、よびよせければ、人まどはさんとし給、殿の何事によび給ぞと云ながら参りたりければ、出あひて彼庄の事申さんとて、案内はせ侍りける也、此事理のいたる所は申侍りしかども、能々思給ふれば、我ためは是なくとも事かくべき事なし、そこには是をたのみとあれば、實不便なり、此事申さんとて聞えつるなりとて、去文を書てとらせられければ、義光畏て、傍に立寄てた、うがみに二字書て奉て出にけり、其後つきくまゝくひるなど参りつかふる事はなかりけれども、万の往來には何と聞えけん思よらず人も、玄らぬ時、鎧著たる者の五六人などなきたびはなかりけり、たれぞとはすれば、たて刑部殿隨兵に侍ると云て、いづくにも身をはなれざりけり、是を聞に付ても、あしく思はまし